

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課

1. 基本情報

国名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018年7月17日

2. 事業の背景と必要性

（1）当该国における人材育成の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国（以下「同国」という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関及び関連省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官等の育成が期待されている。

同国政府は、「社会経済開発 10 年戦略（2011-2020）」及び「社会経済開発 5 年計画（2016-2020）」において、2020 年までの工業化を政府目標として掲げている。当目標を達成するにあたり、以下の各開発課題を取り扱う政府機関の能力向上と制度構築が必要であり、行政官の育成が期待されている。

人材育成奨学計画（以下「本事業」という。）は、以下の各開発課題に係る分野での知識の習得を目的として留学生を本邦大学に受け入れる。

1) 成長と競争力強化

- ・国際競争力の強化を通じた持続的成長の達成に向けた、市場経済制度の改善、財政・金融改革等の市場経済システムの強化、産業開発・人材育成
- ・経済成長に伴い増大している経済インフラ需要に対応するため、幹線交通及び都市交通網の整備、エネルギーの安定供給、省エネルギーの推進等

2) 脆弱性への対応

- ・成長の負の側面に対処すべく、急速な都市化・工業化に伴い顕在化している環境問題、災害・気候変動等の脅威への対応
- ・社会・生活面の向上と貧困削減、格差是正を図るため、農村・地方開発支援

3) ガバナンス強化

- ・同国社会全般に求められているガバナンスの強化を図るため、法制度の整備・執行能力の強化、行政の公正性・公平性・中立性・透明性の確保等、司法・行政機能強化のための取り組み

（2）人材育成に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針（2017年12月）では、「成長と

競争力強化」、「脆弱性への対応」、「ガバナンス強化」を重点分野として掲げている。また、対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 3 月）においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業では、本方針に基づき以下三つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力量針と整合している。

1) 成長と競争力強化

開発課題として「市場経済システムの強化」、「交通インフラ整備・都市開発」「エネルギー安定供給」が含まれる。

2) 脆弱性への対応

開発課題として「農業・地方開発」、「環境・気候変動・防災」が含まれる。

3) ガバナンス強化

開発課題として「司法機能強化」「行政機能強化」が含まれる。

(3) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、米国、韓国、ベルギーの奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

ベトナム政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 63 名（修士課程 60 名、博士課程 3 名）の留学生が、本邦大学院において、同国における優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

745 百万円（概算協力額（日本側）：745 百万円、ベトナム側：0 円）

(5) 事業実施期間

2018 年 7 月～2023 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ベトナムにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ベトナム政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育訓練省、計画投資省、JICA ベトナム事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動：特になし。
- 2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：「(GI) ジェンダー主流化ニーズ・分析案件」

<活動内容/分類理由> 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2018年)	目標値 (2024年)
留学する学生数 (人) : 修士	0	60
留学する学生数 (人) : 博士 ¹	0	3
留学生の学位取得率 (%) ²	0	95

(2) 定性的効果

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画 (3. (3) 事業内容参照) 全体における目標値とする。また、「5. (2) 外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- 1) 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- 2) 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

・「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、同国における共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。

・行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。

・行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以 上